

## 【憲法の全体構造】

### 【13条】

すべて国民は、**個人として尊重**される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、

**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

日本国憲法の究極の目標は、

**個人の尊重**（13条前段）である。

↓この理念を実現するため、

国民には**基本的人権**が保障される（第3章=10～40条）。

ex. 思想の自由、表現の自由、職業選択の自由など、多様な人権が保障されている。

↓しかし

人間は**社会の中で**生きているため、

人権といえども濫用的な行使は許されない。

↓例えば

**表現の自由**（21条）が保障されているからといって、

『他人を誹謗中傷する表現』などは許されない。

↓そのため、

人権は**絶対無制約なもの**ではなく、

**公共の福祉**により制約可能である（13条後段）。

※公共の福祉とは何か？この概念には様々な学説があるが、

ここでは**社会全体の利益のため程度**にイメージすればよい。

↓しかし

この公共の福祉という概念は**抽象的**であり、

これでは国民は『何をしてはダメなのか』分からず、その行動基準が不明瞭となる。

↓そこで

人権を制約するルールを**具体化・明確化**する必要がある。

↓そのために作られるのが

**法律**である。

↓すなわち、

法律の本質は『**国民の人権を制限する危険なモノ**』である。

↓そのため（このような危険なものは）、

**国民自身が選挙で選んだ代表者**である**国会のみ**が法律を制定可能とする（=**民主主義**）。

↓これを

**国会の唯一の立法機関性**という（41条）。

↓しかし

『選挙での当選者の決定』や『議会による法律の制定』は  
多数決で決定される。

↓そのため、

多数派が数の力を濫用し、

『少数派の権利を侵害する法律』を制定する危険性があり（多数派の専制）、  
これでは究極の理念である『個人の尊重』を実現できない。

↓そこで

（法律に不満を持つ）少数派に配慮をするべく、

『裁判所が法律をチェックする仕組み』が整備されている。

↓これが

違憲（立法）審査権である（81条）。

↓なお

審査の結果→裁判所が出す判断のことを判決という。

↓そして

◎法律が憲法（の人権規定）に適合している場合⇒合憲

◎法律が憲法（の人権規定）に違反している場合⇒違憲

※過去に最高裁判所が下した個別判断である「判決」をまとめたものを判例というが、  
公務員試験の憲法（特に人権編）ではこの判例のマスターが学習の中心になる。

#### 【81条】

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

#### 【41条】

国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

## 【思想・良心の自由】

19条は思想及び良心の自由を保障する。

↓では

この思想・良心とはどのような人権か？

↓この点

思想と良心を区別し、両者を別々の人権と考える見解もある。

↓しかし

一体と考えるのが通説である

↓では

思想・良心を一体と考えるとして、  
その具体的な内容は？

↓この点

内心全て（脳内で考えていること全て）が思想に当たるわけではなく、  
その者の人格を形成する上での核心部分（ex. 世界観や人生観）に限定される。

↓したがって、

単なる事実の知・不知は（人格の核心部分とはいえないため）思想に含まれない。

↓そして思想と認められる部分については、

（他の人権と異なり）絶対的に保障され、

法律による制約はされない（※あくまで内心にとどまる限り）。

【理由】：内心にとどまる限り他者の人権との衝突等は起こらないから。

↓そのため

憲法を否定する反民主主義・軍国主義的な思想等も許される。

↓そして

『保障される』とは、

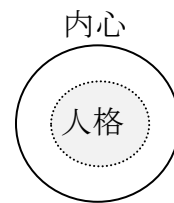
国家による以下の行為が禁止される事を意味する。

◎特定の思想を強制すること

◎特定の思想に不利益を課すこと

◎思想を告白させること（→国家による思想の調査や思想の推知は禁止）

↳つまり国民は（自己の思想につき）沈黙する自由がある



※思想の自由は、明治憲法には保障規定はなかった。

※思想・良心の自由は、表現の自由などの外面的な精神的自由の基礎となる。

※76条3項⇒『裁判官はその良心に従って裁判をしなければならない』旨の規定があるが、

ここでいう裁判官の良心は客観的(公正)な良心が要求され、

19条の個人的・主観的な良心とは異なる意味である。

【国 I】 ×

「良心」とは宗教的良心、「思想」とはそれ以外の人間の精神活動を示すものと、両者は厳格に区別する必要がある、憲法上信教の自由が保障されていることから、本条を定めた法的意味は、「思想」の自由を保障したことにあると解するのが判例である。

【国 II】 ○

単なる事実の知・不知のような人格形成活動に関連のない内心の活動には、思想および良心の自由の保障は及ばない。

【特別区 2005】 ○

思想及び良心の自由は、内心の領域である限り絶対的に保障され、たとえ憲法の根本原理である民主主義を否定する思想であっても、その思想が内心にとどまる限り、制限することは許されない。

【国 I 2000】 ×

思想及び良心の自由は、近代人権宣言の中心をなす権利の一つであり、憲法上最も強い保障を受けるものであるが、憲法の基礎をなす人類普遍の原理たる民主主義に反する軍国主義や極端な国家主義は、思想及び良心の自由の保障外であると解するのが通説である。

【国 I】 ○

思想および良心に関する内心の自由の保障は絶対的であって、「公共の福祉」を理由とする制限も一切認められず、たとえ憲法の原理そのものを否定する思想に対しても、少なくともそれが内心領域にとどまっている限りは、それを制限、禁止することはできないと解するのが通説である。

【特別区 2005】 ×

思想及び良心の自由には、国家権力により内心の思想の告白を強制されないという意味での沈黙の自由までは含まれず、又、国家権力が内心の思想を何らかの手段をもって推知することは禁止されていない。

【国 II】 ×

思想および良心の自由は、自己の思想や良心を外部に表明することを強制されないことまでも保障するものではない。